

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

第4回総会

別冊資料



青の煌めきあおもり国^{きら}ス^ポ・障^スス^ポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

<目 次>

(1) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画年次計画に改訂について	1
(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市企業協賛取扱要項	3
(3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市ボランティア募集要項	7
(4) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画	9
(5) 青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項	11
(6) 青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項	13
(7) 青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項	14
(8) 青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項	16
(9) 青の煌めきあおもり国スポつがる市輸送交通業務実施要項	18
(10) 青の煌めきあおもり国スポつがる市消防防災・警備業務実施要項	22
(11) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会名簿	25

第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画 年次計画の改訂について

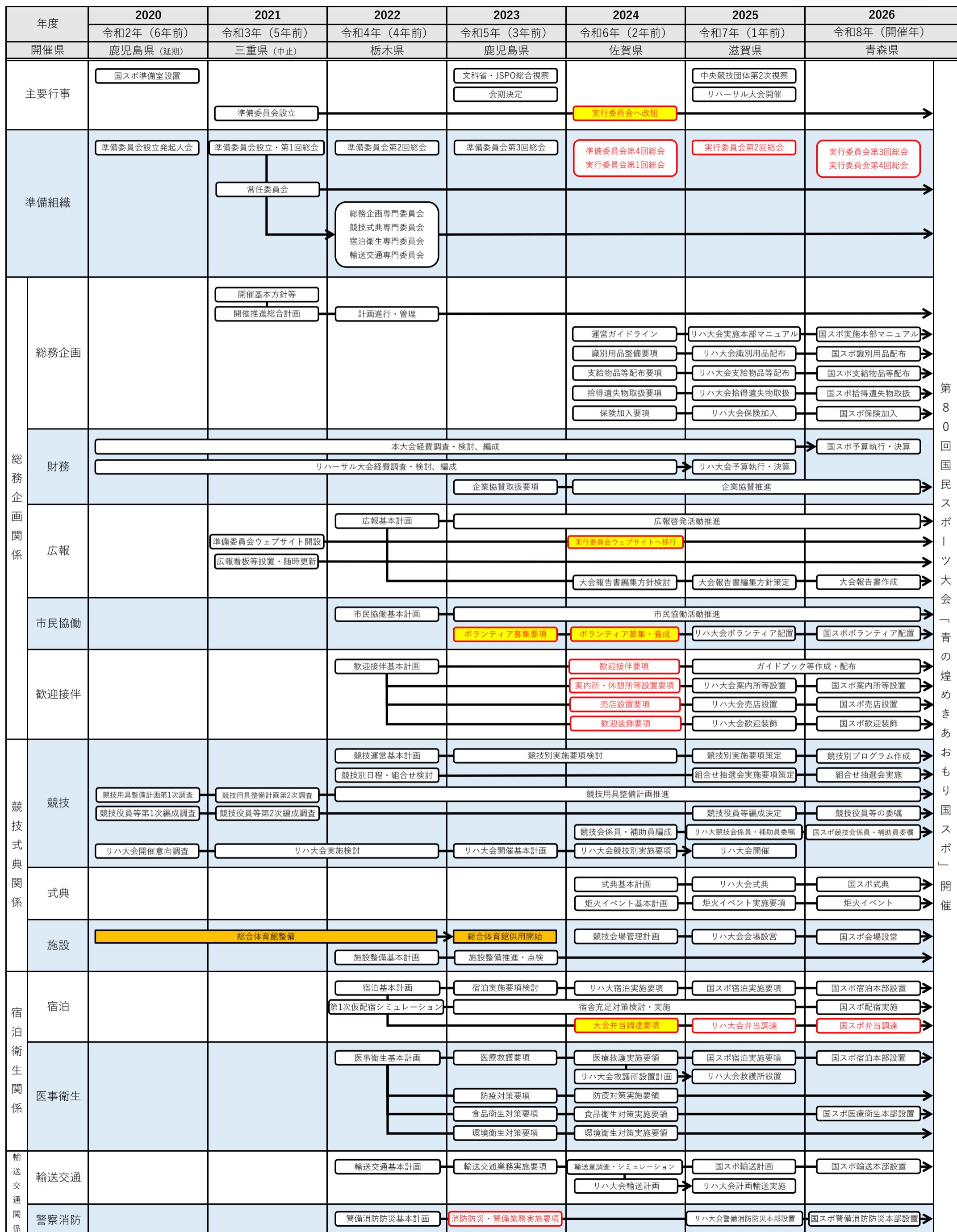
令和 4 年 2 月 14 日開催の第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 1 回常任委員会で決定された市開催推進総合計画年次計画について、開催準備等の進捗状況を踏まえ所要の改訂を行うもの。

○主な変更点

- ・実行委員会への改組時期を変更（令和 5 年度→令和 6 年度）
- ・実行委員会ウェブサイトへの移行時期を変更（令和 5 年度→令和 6 年度）
- ・ボランティア募集・養成の時期を変更（令和 5 年度→令和 6 年度）
- ・大会弁当調達要項の策定時期を変更（令和 5 年度→令和 6 年度）

第80回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画年次計画【1次改訂】

令和6年6月19日
第3回常任委員会決定



青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）において受入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他準備委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、準備委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて準備委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 準備委員会は必要と認められる場合、この要項を改めることができる。

協賛申込書

年 月 日

第80回国民スポーツ大会
つがる市準備委員会 会長

(申込者)

所在地

名称・商号

代表者名

つがる市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日		
その他		

(担当者)

所属名

氏名

電話番号

協賛受領書

年 月 日

様

第80回国民スポーツ大会
つがる市準備委員会 会長

つがる市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 價	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
受領年月日		
その他		

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
会場案内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	各種イベント等における大会等のPR活動
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和6年から募集し、リハーサル大会については令和7年3月末、本大会については令和8年5月末までとする。

5 募集人数

200人程度

6 応募要件

つがる市内に在住、在学又は在勤している中学生以上の個人若しくはグループ又はつがる市に拠点を有する団体。但し、応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、準備委員会事務局まで持参、郵送、ファックスまたはメールにより行う。

8 登録・抹消

- (1) 応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) ボランティア登録後に、活動区分の変更又は追加をすることができる。
- (3) 次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、準備委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

準備委員会は、登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費等

- (1) ボランティア活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることを識別できる服飾及び食事を、必要に応じて準備委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修にあたっては、必要に応じて準備委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。
それ以外の活動における事故等について、準備委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

ボランティアの個人情報については、準備委員会が大会準備及び運営のためのみ使用するものとし、関係法令の規定に基づき適正に管理する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は別に定める。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市リハーサル大会開催基本計画

1 目的

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）に備えて、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）については、県が定める「第 80 回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第 80 回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

大会は、原則として国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（1）実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、市は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

（3）式典

ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD 等の活用を図るなど簡素化に努める。

(4) 施設

大会で使用する施設は、原則として国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポと同じ条件により行う。また、大会運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

(5) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の気運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・接伴

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊・医事・衛生

ア 宿泊

大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 消防・警備

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、競技会場等における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期する。

5 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、第80回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画年次計画に定める各基本計画に準じて実施する。

青の煌めきあおもり国スポーツがる市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会がる市医事・衛生基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第 80 回国民スポーツ大会がる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を置く。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

6 炬火イベント等における医療救護

市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実施本部に連絡する。また、準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポーツがる市防疫対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

（2）感染症に関する情報収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（2）本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポーツかる市食品衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会かる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会かる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（2）食品取扱施設等に対する監視、指導

食品取扱施設等に対する監視、指導を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（3）土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

（4）会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の監視、指導を行う。

（5）健康診断

食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

（ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する売店の従事者

(エ) その他準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポーツかる市環境衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会かる市医事・衛生基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会かる市準備委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

（4）宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

（5）衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保に努める。

（6）飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行う

とともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポーツかる市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会かる市輸送交通基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

第80回国民スポーツ大会かる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的な事項

（1）輸送対象者

輸送対象者は次のとおりとする。

ア 大会参加者

（ア）選手・監督

（イ）競技役員、競技補助員

（ウ）競技会役員、競技会係員、競技会補助員

（エ）報道関係者、視察員

（オ）上記のほか、準備委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

（3）輸送・交通業務の範囲等

ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。

イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、

公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

（1）輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によってつがる市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技がつがる市とつがる市以外の会場地で行われる場合、関係会場地委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等とし、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を準備委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

準備委員会は、大会期間中、予備車を用意して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

エ 路上駐車の防止

交通渋滞や事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回し対応する。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し適切な車両誘導を行う。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対し、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポーツがる市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第80回国民スポーツ大会つがる市消防防災・警備基本計画」に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は大会開催までのうち第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

3 実施体制

（1）大会開催前

準備委員会は、つがる市消防署及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会開催期間中

ア 第80回国民スポーツ大会つがる市実施本部（以下「実施本部」という。）に消防防災・警備を統括する部を設置する。

イ 実施本部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）に消防警備班を設置する。

4 消防防災業務

（1）基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ つがる市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 大会開催前

（ア）大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関するこ。

- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (イ) 大会関連施設の救急救助に関すること。
- (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。

(4) 大規模災害等に係る対策

大規模災害が発生し、つがる市災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信体制の確立に関すること。
- (エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。
- (オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- (イ) 雜踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。
- (カ) 入退場者管理に関すること。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会名簿

【会長】

(順不同・敬称略)

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	市	つがる市	市長	倉光 弘昭

【副会長】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	市議会	つがる市議会	議長	木村 良博
2	市	つがる市	副市長	今 正行
3	市教委	つがる市教育委員会	教育長	山谷 光寛
4	スポーツ	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	会長	成田 昭司
5	宿泊・観光	つがる市観光物産協会	会長	川嶋 大史
6	産業・経済	つがる市商工会	会長	長内 明彦

【常任委員】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	市議会	つがる市議会	副議長	成田 克子
2		つがる市議会議会運営委員会	委員長	佐々木 慶和
3		つがる市議会総務常任委員会	委員長	成田 博
4		つがる市議会経済建設常任委員会	委員長	田中 透
5		つがる市議会教育民生常任委員会	委員長	齊藤 渡
6	スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
7		青森県柔道連盟	会長	豊嶋 弘文
8	学校	つがる市校長会	会長	梅津 知己
9		青森県立木造高等学校	校長	三上 保
10	産業・経済	きづくり商店街振興会	会長	長谷川 靖久
11	社会団体等	つがる市自治会連合会	会長	白戸 英行
12	医療・福祉	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	会長	白戸 英行
13		一般社団法人西北五医師会	副会長	宮重 希典
14	警備・消防	つがる市消防署	署長	工藤 康人
15	通信・輸送	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	高橋 賢
16		弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
17	市	つがる市総務部	部長	高橋 一也
18		つがる市財政部	部長	平田 光世
19		つがる市民生部	部長	高橋 勉

20	市	つがる市健康福祉部	部長	島田 安子
21		つがる市経済部	部長	三上 恒寛
22		つがる市建設部	部長	成田 正隆
23		つがる市教育委員会教育部	部長	鳴海 義仁
24		つがる市議会事務局	事務局長	山口 淳志
25		つがる市監査委員事務局	事務局長	渡辺 一晋
26		つがる市農業委員会事務局	事務局長	竹内 攻規
27		つがる市選挙管理委員会事務局	事務局長	秋田 俊
28		つがる市消防本部	消防長	江良 康博

【委員】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	スポーツ	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
2		つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
3		つがる市柔道協会	会長	成田 正人
4		つがる市スポーツ少年団	本部長	田中 正治
5	社会団体等	ごしょつがる農業協同組合	代表理事組合長	山本 康樹
6		つがるにしきた農業協同組合	代表理事組合長	山中 満春
7		つがる市子ども会育成連絡協議会	会長	原田 正志
8		つがる市姉妹都市協会	会長	清野 幸喜
9		つがる市連合婦人会	会長	尾野 洋子
10		つがる市老人クラブ連合会	会長	柴谷 松雄
11		つがるライオンズクラブ	会長	高橋 尚裕
12		つがるロータリークラブ	会長	佐藤 眞治
13		公益社団法人つがる市シルバー人材センター	理事長	竹内 清弘
14	医療・福祉	西つがる歯科医師会	会長	大戸 黙
15		一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
16		公益社団法人青森県看護協会西北五支部	支部長	齊藤 春美
17	宿泊・観光	つがる地球村株式会社	代表取締役	今 正行
18		株式会社つがる総合商社 柏口マン莊	支配人	水上 昌弘
19		有限会社稻垣温泉ホテル	代表取締役	片山 貴善
20		宗教法人高山稻荷神社	宮司	工藤 均
21	通信・輸送	日本郵便株式会社木造郵便局	局長	平川 満彦
22		株式会社トーオ開発	代表取締役	佐藤 真治
23		株式会社つがるバス	代表取締役	小寺 貴英
24		株式会社木村タクシー	代表取締役	東條 一彦

25	通信・輸送	有限会社朝日タクシー	取締役	吉田 実佐子
26		つがる交通有限会社	代表取締役	藤田 典史
27	警備・消防	つがる地区交通安全協会	会長	片山 徳明
28		つがる地区交通指導隊	総隊長	成田 弘志
29		つがる市消防団	団長	大渕 則昭

【監事】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	市	つがる市	代表監査委員	台丸谷 繢
2		つがる市	会計管理者	粕谷 竜一

【顧問】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	県議会	青森県議会	議員	三橋 一三
2	市議会	つがる市議会	議員	平田 浩介
3		つがる市議会	議員	山内 勝
4		つがる市議会	議員	三橋 あさみ
5		つがる市議会	議員	秋田谷 建幸
6		つがる市議会	議員	佐々木 敬藏
7		つがる市議会	議員	長谷川 榮子
8		つがる市議会	議員	佐藤 孝志
9		つがる市議会	議員	野呂 司
10		つがる市議会	議員	天坂 昭市
11		つがる市議会	議員	平川 豊
12		つがる市議会	議員	山本 清秋
13		つがる市議会	議員	高橋 作藏
14	市教委	つがる市教育委員会	委員	平田 昌子
15		つがる市教育委員会	委員	帶川 圭太
16		つがる市教育委員会	委員	佐藤 勢津子
17		つがる市教育委員会	委員	出町 義成
18		つがる市教育委員会	委員	鎌田 常芳
19	警備・消防	つがる警察署	署長	上原 健治

【参与】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	報道	株式会社東奥日報社 つがる支局	支局長	長内 健
2		株式会社陸奥新報社 五所川原支社	支社長	下山 高秋

3	報道	株式会社読売新聞社 弘前支局	支局長	安永 真人
4		株式会社朝日新聞社 青森総局	総局長	伊藤 唯行
5		株式会社毎日新聞社 青森支局	支局長	足立 旬子
6		株式会社河北新報社 青森総局	総局長	古関 良行
7		一般社団法人共同通信社 青森支局	支局長	檜森 史朗
8		株式会社時事通信社 青森支局	支局長	落水 浩樹
9		青森放送株式会社 五所川原支局	支局長	秋田 巧平
10		青森朝日放送株式会社 弘前支社		西田 俊明
11		日本放送協会 青森放送局（弘前支局）		砂川 侑花

会長：1名、副会長：6名、常任委員：28名、委員：29名、監事：2名、顧問：19名、参与：11名

合計：96名